

6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針

以下に示す項目に該当する建造物のうち、道路等の公共の場所から望見されるものを景観重要建造物として指定し、積極的にその保全・活用に努める。

〔景観重要建造物の指定の方針〕

- 温泉保養地として発展してきた熱海の歴史や文化生活の視点から、地域の特性を表現する建造物であるもの。
- 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観形成に寄与するもの。
- 街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で、重要な位置にあるもの。

2. 景観重要樹木の指定の方針

以下に示す項目に該当する樹木のうち、道路等の公共の場所から望見されるものを景観重要樹木として指定し、積極的にその保全・活用に努める。

〔重要景観樹木の指定の方針〕

- 樹姿（樹高や樹形）が、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観形成に寄与するもの。
- 街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの。

7 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する方針

建築物や工作物の形態意匠に関する制限に併せ、本市の良好な都市景観の形成を推進する上で重要な要素である屋外広告物についても、その表示又は掲出物件の設置に関する方針を以下のように定める。

＜屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する方針＞

- 屋外広告物は、できるだけ集約して、コンパクトに掲出すること。
- 突出した大きさのものは避け、周辺のまちなみとの調和を図る。
- 屋外広告物の形態意匠や色彩は、掲出している建築物や周辺のまちなみと調和したものとする。
- 複数の屋外広告物を設置する場合は、配置等に配慮すること。

なお、熱海駅周辺など、屋外広告物の規制が景観形成上特に重要な地区については、地元の住民等の意見を聴いた上で、建築物等に関する制限と併せ、重点的に屋外広告物の掲出に関する規制を行うことを検討する。